

主たる事務所（本店）

平成 29 年 5 月 8 日

従たる事務所（支店） 会員各位

(公社)全日本不動産協会滋賀県本部
(公社)不動産保証協会滋賀県本部
本 部 長 中川 俊寛
教育研修委員長 伊藤 靖
(公印省略)

平成 29 年度 第 1 回 滋賀県指定法定研修会開催のご案内

拝啓 貴下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当本部運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年度・第 1 回・滋賀県指定法定研修会を下記の通り開催しますので、受講して頂きますようご案内申し上げます。

標記研修会は、宅地建物取引業法・第 64 条の三-二に規定されている保証協会必須の業務（研修）に位置づけられており、**宅建免許更新時には、受講管理システムの導入に伴い協会が発行する「受講証明書」が必要になります**ので、代表者、政令使用人、専任取引主任者の方々は年 4 回実施する標記研修会を必ず受講して頂きますようご案内申し上げます。

また、標記研修会は、会員の方の従業者及び従事しようとする者等、誰でも自由に受講することができる事をご案内申し上げます。

敬具

記

開催日時 平成 29 年 6 月 9 日（金）
受 付 午後 1 時 00 分～午後 1 時 30 分
研修会 午後 1 時 30 分～午後 4 時

開催場所 栗東芸術文化会館 さきら
滋賀県栗東市糺 2-1-28 電話 077-551-1455

研修内容 研修 1 平成 29 年度の税制改正について（約 60 分）
講師 公認会計士・税理士 金子紀行 氏
研修 2 宅地建物取引業法の改正点について（約 90 分）
講師 弁護士 松藤隆則 氏

◎受講対象者：主たる事務所（本店） の 代表者、専任宅地建物取引士。
従たる事務所（支店） の 政令使用人、専任宅地建物取引士。

<注意事項>

1. 研修当日は「滋賀県指定法定研修会 受講 Carte」を必ずご持参下さい。
2. 研修会場内での喫煙・飲食は厳禁です。
3. ご来場は公共交通機関のご利用をお願い致します。
4. 隣接の立体駐車場は有料ですので各自ご負担願います。

※受講管理システムの受講 Carte による出欠を自動的に判断する管理システムを導入しましたので、年 4 回実施します標記研修会は必ず受講するようにお願いします。

※免許更新時には、協会より標記研修会の受講証明書を発行することになります。